

## 予防接種に保護者が同伴できない場合の委任状について

お子さんが新型コロナワクチン予防接種を受ける場合、定期予防接種と同様に保護者（父や母）が同伴することが原則ですが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容を良く理解している親族（祖父母等）が同伴し、予防接種を受けることも可能です。ただし、保護者以外の方が同伴する場合は、この委任状が必要です。保護者が委任状を記入し、予防接種を受ける際にこの委任状を接種会場に提出してください。原則として、委任状の提出がない場合は、接種できません。

注）保護者とは、親権を行う者又は後見人をいいます。

### 新型コロナワクチン予防接種委任状

令和 年 月 日

胎内市長あて

今回の予防接種を受けるに当たり、私（保護者）が事情により同伴できないため、被接種者の健康状態を普段からよく知る親族等に委任します。「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」を読み、予防接種の効果や目的、副反応が起こる可能性及び予防接種救済制度などについて理解しましたので、代理人の同意をもって保護者の同意とします。

被接種者（子ども）氏名 \_\_\_\_\_

生年月日：平成 年 月 日生

保護者（委任者）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_

代理人（同伴者）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

接種者との続柄： 祖父 祖母 その他（ \_\_\_\_\_ ）